

新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

6月2日以降における新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、御報告いたします。

1. 新型コロナウイルス感染者の発生状況について

はじめに、新型コロナウイルス感染者の発生状況について御報告いたします。

全国では感染拡大が止まらず、連日のように過去最多を更新する状況にあり、医療提供体制の逼迫が懸念されております。緊急事態宣言の実施地域は13都府県、まん延防止等重点措置の実施地域は16道県に拡大され、期間もそれぞれ9月12日まで延長されております。

むつ市内では約1年もの間、感染者の発生はありませんでしたが、本年1月に市内1例目が確認されてから、7月末までに19人の感染者が確認されております。8月はクラスターが発生したこともあり、感染者数は20人となり、わずか3週間程度で7か月間の累積感染者数を上回っている状況であることから、更なる感染拡大を警戒する局面にあります。

市民の皆様におかれましては、デルタ株による全国的な感染拡大の波が青森県にも押し寄せつつある現状を踏まえ、なお一層の感染防止対策に留意し、日々の生活を送っていただきたいと考えております。

また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施地域に加え、感染拡大傾向にある地域との不要不急の往来につきましては、お控えいただきますようお願いいたします。

2. 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画について

次に、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種計画（プロジェクトG）の進捗状況について御報告いたします。

<ワクチン接種状況について>

まず、ワクチンメーターとして市のホームページにおいてわかりやすく公表して

いるむつ市全体のワクチン接種状況についてお知らせいたします。

65歳以上の高齢者の皆様への接種については、8月23日現在、対象者1万9,291人のうちワクチンの接種を希望された方は1万7,249人で、1回目の接種を終えた方が100%、2回目の接種を終えた方が1万6,972人、98.4%となっております。

また、高齢者の皆様への集団接種については、8月1日をもって、7会場で72回実施し、重大な副反応事象の発生もなく、無事に終了したことを御報告するとともに、改めて集団接種に御協力いただいた医療従事者の皆様には、心から感謝申し上げます。

次に、その他の優先接種の状況についてであります。これまでに医療従事者の皆様をはじめ、高齢者入所施設従事者、幼稚園・保育園等従事者、市内の小・中・高等学校の教諭、警察官、大規模接種に関わる交通事業者等、希望する皆様へ2回の接種を完了しておりますほか、基礎疾患を有する皆様に対しては、現在、医療機関における個別接種を行っております。

また、大規模接種を前に、川内・大畑・脇野沢地区については、それぞれ各診療所等において、7月上旬から64歳以下の皆様への接種を開始しており、9月中旬までには現時点での希望者全員に接種が完了する予定であります。

これらの結果、現時点では、むつ市全体で対象者5万1,005人のうち1回目の接種を終えた方が2万9,295人で接種率は57.4%、2回目の接種を終えた方が2万6,296人で接種率は51.6%となっております。

<大規模接種の実施期間の変更について>

次に、むつ市営大規模接種センターにおける大規模接種の実施期間の変更についてお知らせいたします。

これまで接種期間を10月3日までと御説明しておりましたが、65歳以上の高齢者の皆様への接種と並行して、職種・職域を対象とした優先接種、川内・大畑・脇野沢地区の64歳以下の皆様への接種、大規模接種のシミュレーションとして集団接種等を実施したことから、大規模接種を前に対象者となる方への接種が進み、計画を前倒しして9月26日に終了することが可能となりました。

<「接種券」及び「むつ市新型コロナワクチン大規模接種ガイドブック」について>

次に、「接種券」及び「むつ市新型コロナワクチン大規模接種ガイドブック」に

ついてお知らせいたします。

去る7月20日に、既に優先接種された方等を除く12歳以上64歳以下のむつ地区の皆様1万7,350人に対し、新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種券を発送させていただきました。

また、接種券発送に併せて、7月21日から大規模接種に関するガイドブックを全戸配布し、市ホームページでも公開いたしました。このガイドブックは接種券、身分証明書、予診票等の当日の持ち物のほか、接種会場へのシャトルバスの運行時間、会場での接種の流れ等が分かりやすく記載されておりますので、会場にお越しになる前に御一読いただきたいと存じます。

<大規模接種に向けた研修会について>

次に、大規模接種に向けた研修会についてであります。7月29日及び8月6日に医療従事者の皆様への研修会を実施いたしました。研修会では、予診票確認等ブースごとに説明を行い、また、8月6日はそれらの説明に加え大規模接種当日の全体の流れやワクチンの希釈の研修も実施し、2日間で372人の医療従事者の皆様に御参加いただきました。

今後の予定といたしましては、8月27日の会場設営後、各ブースにおいて最後の研修会を実施したいと考えております。

<大規模接種センターの運営に向けたシミュレーションについて>

プロジェクトGに関する報告の最後に、大規模接種センターの運営に向けたシミュレーションについて御報告いたします。

しもきた克雪ドームにおいて、8月28日から行われる大規模接種のシミュレーションを7月29日及び8月19日の2日間に実施し、それぞれ2時間で約600名の方々に無事に接種を完了しております。両日とも設定した時間内に、来場した方全員の接種を完了しており、重大な副反応等による救護室の利用はありませんでした。

また、御参加いただきました医療機関の皆様からも御意見等をいただき、受付から健康観察ブースまでの導線や会場スタッフの人員の適正化、効率化等の課題が明確になりました。実際の大規模接種は、今回のシミュレーションの倍の規模で行われますので、会場スタッフ間の円滑な意思疎通が肝要であると改めて会場で感じたところでもあります。

この2回のシミュレーションの結果を基に、交通体制や会場設営を含んだ運営体制をさらに整備し、今週末から始まる大規模接種に向け、関係者全員が結束の上、「早くて 気軽に 安全に」接種できる環境の整備に全力で取り組んでまいりますので、なお一層の御支援をお願い申し上げます。

3. 経済対策及び雇用対策について

次に、経済対策及び雇用対策について御報告いたします。

まず、むつ市経済対策第6弾の16事業のうち、終了及び完了した3つの事業について御報告いたします。

はじめに、「あんしん飲食店等応援金事業」につきましては、7月31日で申請の受付を終了し、750件の想定に対し522件の給付を決定しております。

なお、今回の交付要件に該当しなかった個人事業主等の小規模事業者の皆様を支援するために、対象となる売上高の減少率及び減少額に関する要件を緩和した応援金事業を追加実施することといたしました。

給付金額は、一事業所あたり10万円とし、申請の受付期間は9月1日から9月30日までとしております。該当すると思われる小規模事業者の皆様には、今週中に申請書類等を送付いたしますので、御活用いただきたいと存じます。

次に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業」につきましては、想定した3件への給付が完了しております。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策水道設備改修事業」につきましては、むつ市ふれあいスポーツパーク、むつ運動公園交通広場、釜臥山展望台及び金谷公園公衆トイレの非接触型水栓交換工事が完了しております。

4. 宿泊療養施設の運営開始について

次に、宿泊療養施設の運営開始について御報告いたします。

この度、青森県との協議が整い、むつ総合病院敷地内の施設を活用した宿泊療養施設の運営を今月中に開始することとなりました。

運営開始により、「新型コロナウイルス感染症センター」の20床に加えて宿泊療養施設の10室が整備され、住み慣れた地域での治療と療養が可能な態勢が確立されることとなり、御家族も含めた負担の軽減につながるものと期待しております。

5. 市内の小中学校における各種行事の状況について

次に、市内の小中学校における各種行事の状況について御報告いたします。

前回の定例会において、むつ保健所管内での感染者の発生による小中学校の運動会・体育祭の延期について御報告いたしましたが、延期された運動会等につきましては、7月20日を最後にすべての小中学校で実施されました。

また、感染者の発生状況を踏まえ、6月12日、13日の両日に予定されていた下北地方中学校体育大会夏季大会については、全競技無観客で実施されました。

6. 市内の小中学校における感染予防対策について

次に、市内の小中学校における感染予防対策について御報告いたします。

国内及び県内での新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、夏季休業期間中の帰省、旅行、大会等による移動が活発化することによる感染拡大を防ぐことを目的として、教育委員会では、感染者多数発生地域への不要不急の移動を控えること、同地域からの家族等の移動を控えていただくこと、同地域をやむを得ず訪れた場合は、移動後2週間程度不要不急の外出を避け、人との接触を最小限に留めていただくこと等について、市内小中学校及び保護者に対してお知らせし、感染予防対策に努めるようお願いいたしました。

8月に入り、むつ保健所管内におけるクラスターの発生や県内において感染者数がかつてない規模で拡大していることから、新学期が始まるに当たり、学校活動については、より一層高いレベルの感染予防対策が必要であり、実施できない場合においては、休校や分散登校などの実施を考えるよう教育長に対し要請したところがあります。

これを受け教育委員会では、学校生活における感染予防対策の徹底を図るため、手洗いや咳エチケットの励行、「3つの密」の回避など基本的な感染予防対策と、場面の切り替わりでの対策、体温管理など児童生徒の健康観察について徹底すること、むつ下北地域以外からの事業者等の来校禁止等について、各学校に対しお願いいたしました。

保護者の皆様に対しましても、むつ下北地域以外との不要不急の往来を極力控えるようお願いいたしました。健康観察については、児童生徒はもちろんのこと、同居する家族の方に風邪症状が見られる場合も登校しないようお願いし、この場合出席停止扱いとなることをお知らせしております。

次に、部活動等での対外試合に関する対応についてであります。原則として、

むつ下北地域以外の他校との試合、合宿及び外部の指導者による指導を禁止いたしました。

ただし、中学校体育連盟等の団体が主催又は共催する公式戦については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域の感染状況及び対応制限等を確認し、慎重に判断した上で参加できますが、参加に当たりましては、主催者及び事務局の留意事項に従うとともに、万全の感染防止対策を講じること、試合後は2週間の健康観察を徹底し、感染者多数発生地域を訪れた場合は、夏季休業中の移動等の措置に準じた対応とすることとしております。

なお、スポーツ少年団、各競技団体等に対しましては、以上の内容に準じた形で対応するよう要請いたしました。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について御報告させていただきます。

今後も、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、これまで以上にきめ細かな対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。